



日時 10月11日水～10月13日金
10:00～17:00

会場 ACU-Y 特設会場

出展の手引き

関係者の方は必ずお読みください



目 次

目 次

開催・会場関係

装飾・施工関係

開催概要	1
会場への案内	2
全体スケジュール	3
搬入・搬出	4
小間使用及び価格	5
装飾規定	6-7
電気工事	8
一般注意事項	9-10
出展規約	11

No Mapsとは

「No Maps」は、新しい価値・新しい文化・新しい社会の姿を提案するテクノロジーやコンテンツ、サービス、そしてそれらを生み出す人たちが、札幌・北海道という開拓の大地に集い、交わり、刺激し合い、さらなるビジネスを生み出していくための場として、2017年から本格的に開催するビジネス・コンベンションです。

Sapporo Creative Convention

「会議 (Conference)」「展示 (Exhibition)」「興行 (Event)」「交流 (Meet up)」「実験 (Experiment)」の5つの事業を軸に、様々な取組を通じて、「新たなビジネスを生み出し、加速させる」ための場を提供していきます。

No Maps 公式ホームページ <https://no-maps.jp/>

No Maps
Trade Show
2017

デジタルテクノロジー、デジタルコンテンツを中心として、国内外から時代の先端を走る技術・サービスが集結。新しい技術、新しいサービス、新しいアイディアで道なき道を切り開く人々が交わる、No Mapsのコンセプトを体現する展示会です。

展示内容

先端テクノロジーや斬新なアイディアなどを軸とした、「新しい価値観」、「新しい文化」、「新しい社会の姿」を提案するビジネスコンテンツや研究コンテンツ

来場対象

国内外のコンテンツ産業及び周辺テクノロジー産業に関連するメーカー、バイヤー、クリエイター、デザイナー・アーティスト、公官庁・団体協会、大学・専門学校、プレス、一般

開催概要

■ 名称

Sapporo Creative Convention No Maps Trade Show 2017

■ 日程

2017年 10月 11日(火)～10月13日(木)

平日 10:00～17:00

■ 会場

ACU-Y

札幌市中央区北4条西4丁目 読売北海道ビル 3F
(札幌駅直結 徒歩4分)

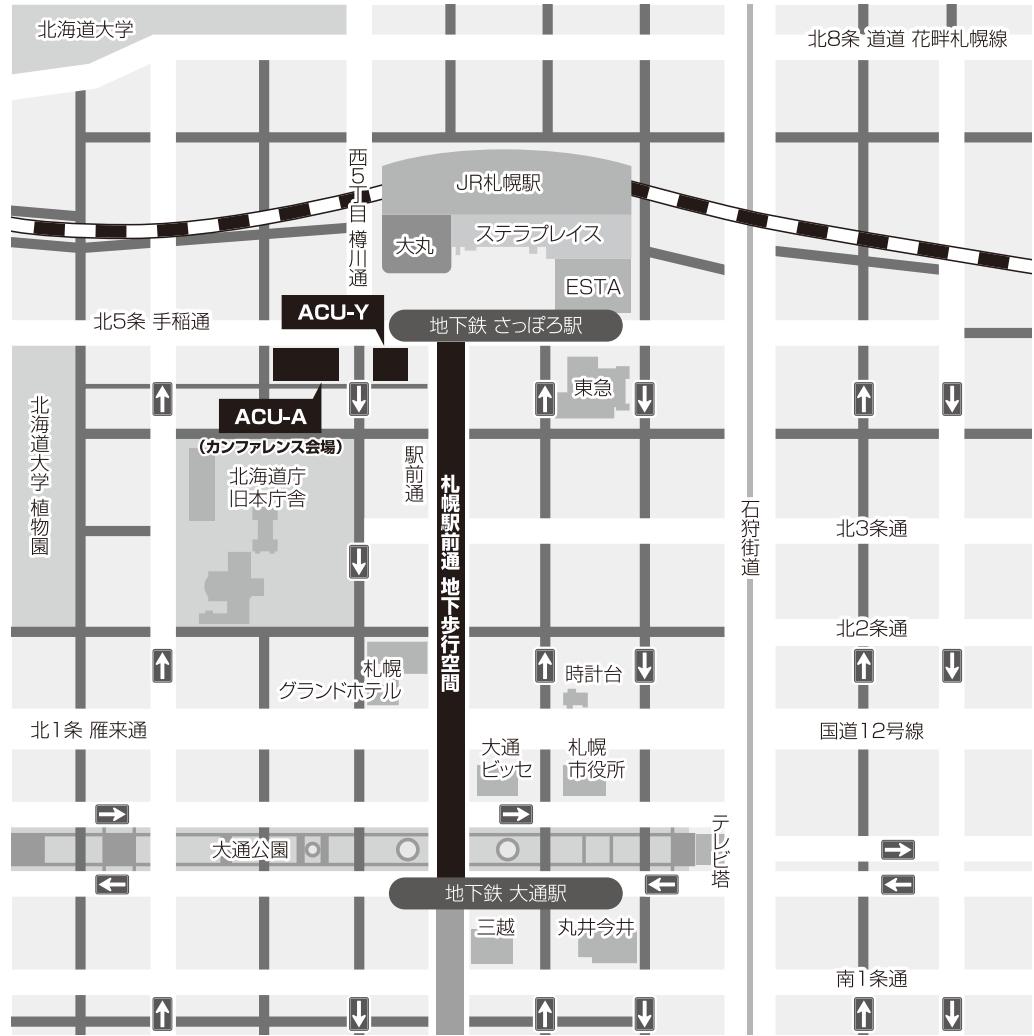
■ 主催

No Maps 実行委員会

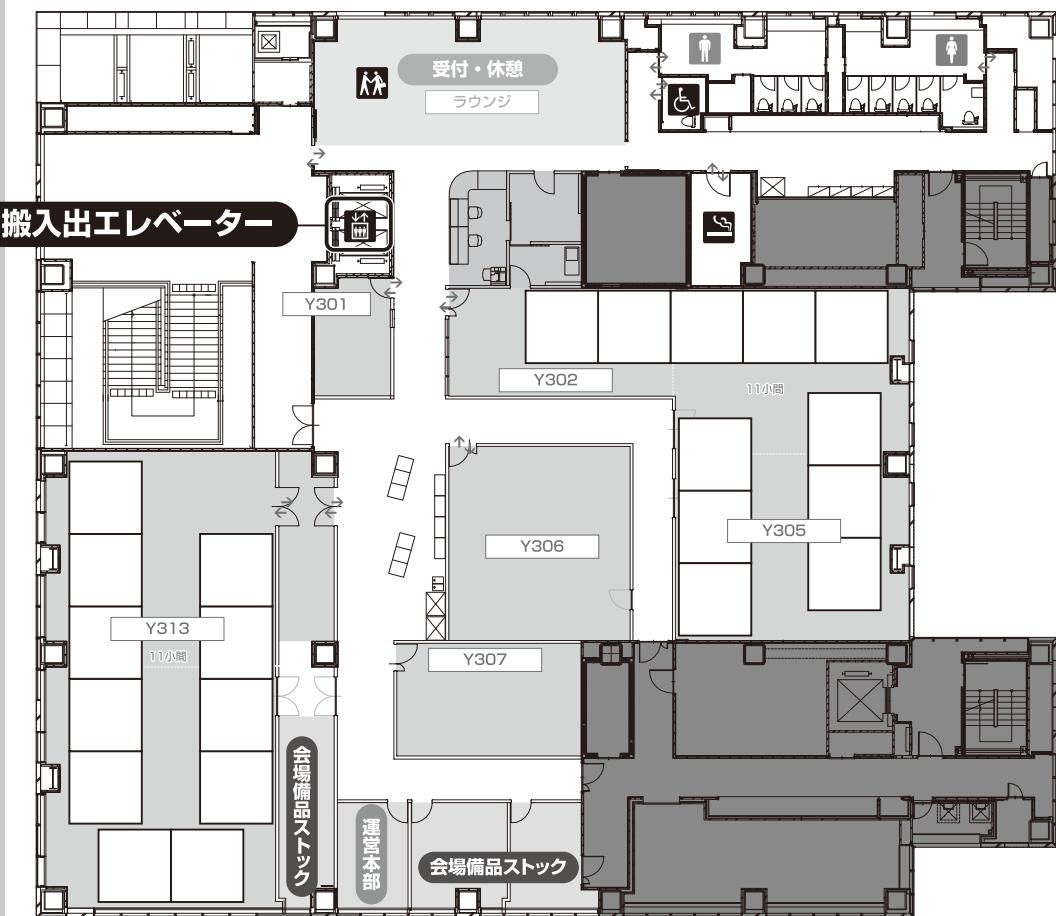
※備考

- 隣接するACU-A会場（札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45）にて、
10月10日(火)～13日(金)の日程でカンファレンスを多数展開予定。（総トラック数 40以上）
- メイン会場となる札幌駅前通地下歩行空間(チカホ)もTrade Show会場として活用。
(詳細はチカホ版の出展の手引きをご参照ください。)

会場MAP



会場図



■ 会場

Y302・305 11小間
Y313 11小間

Y301、Y306、Y307 … 部屋単位での貸し出し (詳細は別途相談)

開催・会場関係

装飾・施工関係



全体 スケジュール

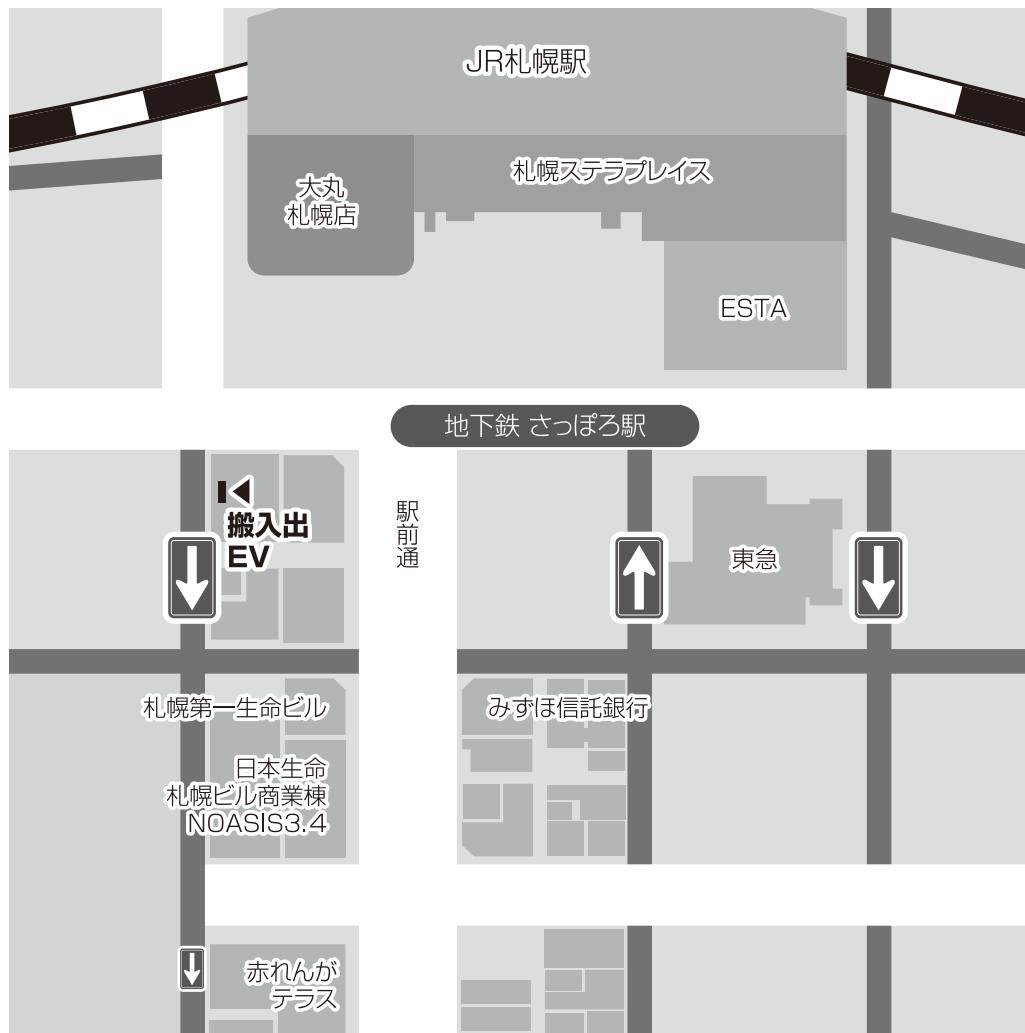
開催・会場関係

装飾・施工関係

		10月10日㊱													設営日										
ACU Y		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24					
事務局 基礎工事													出展社 搬入・設営												
		10月11日㊲													1日目										
ACU Y		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24					
準備													No Maps Trade Show 2017											名 古 屋 会 場 運 営 事 務 部	
		10月12日㊳													2日目										
ACU Y		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24					
準備													No Maps Trade Show 2017											名 古 屋 会 場 運 営 事 務 部	
		10月13日㊴													最終日										
ACU Y		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24					
準備													No Maps Trade Show 2017											出展社 ブース 撤去・搬出	実行委員会 基礎小間 撤去・搬出

- 原則、規定時間以外の搬入・設営作業はできません。
- 搬入・設営に関して午前9時から10時までの時間帯は準備時間としてご使用ください。
- 主催者は出展社の搬入出を目的とした台車などはご用意しておりません。
各社にてご用意ください。
- 搬入時間に関しては、持ち込まれる什器、備品などを考慮して、主催者にて時間を指定させて頂きます。
- 搬入出の際には、係員の指示に従ってください。

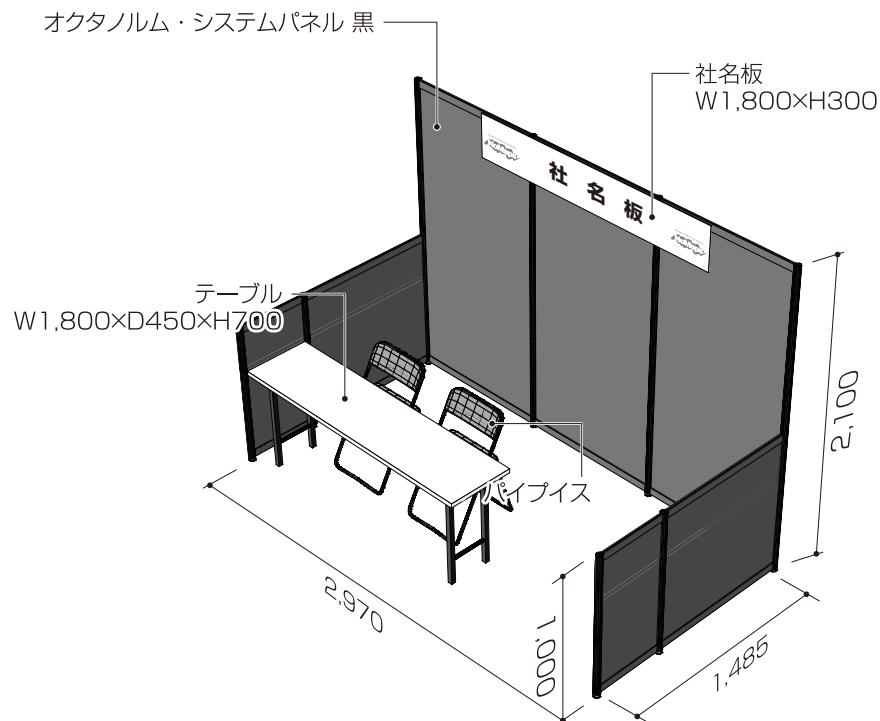
搬入・搬出



- 主催者は出展社の搬入出を目的とした台車などはご用意しておりません。
各社にてご用意ください。
- 搬入時間に関しては、持ち込まれる什器、備品などを考慮して、主催者にて時間を指定させて
頂きます。
- 搬入出口は一般道です。路上駐車はできません。荷物の積み下ろしが終了した時点で速やかに
車両を移動してください。
- 搬入出時に駐車違反など交通違反が生じた場合、主催者は責任を負えませんのでご了承ください。
- 搬入出の際には、係員の指示に従ってください。
- 搬入搬出専用エレベーターではありません。独占的な利用はできません。
- 物品の搬入・搬出の際は通行者の安全確保を最優先してください。
- 非常口・避難通路・消火栓・防火シャッターダウン部分周辺、その他防災設備等の付近に設営資材の
集積及び物品の保管等はしないでください。安全確保のため、避難経路は必ず確保してください。

装飾・施工関係

小間仕様 及び価格



- 1小間の寸法は W2,970×D1,485×H2,100 です。
基礎パネルとしてオクタノルム・システムパネルを設置します。
- 基礎パネルを活用して装飾を行う場合、下記の点に注意して装飾を行ってください。
 - ・基礎パネルはリユース品です。鉛などの使用はできません。
 - ・両面テープなどを使用することは可能ですが、必ず現状復帰をしてください。
- 小間には下記の備品が付帶します。
 - ・テーブル W1,800×D450×H700 1本
 - ・イス 2脚
- 社名板をご用意致します。仕様は以下の通りです。
 - ・サイズ W1,800×H300
 - ・下地 白ボード
 - ・書体 角ゴシック体・墨文字

※有料でロゴなどを表記することができます。

価 格 1小間 (W2,970mm × D1,485mm)

10月11日(水)～13日(金) の 3日間	150,000円(税別)
------------------------	--------------

部屋土間渡し

Y301 間口 4.9m 奥行 3m 天井高 2.7m 床面積 約17m ²	200,000円(税別)
Y306 間口 7.6m 奥行 8m 天井高 2.7m 床面積 約65m ²	400,000円(税別)
Y307 間口 4.7m 奥行 7.5m 天井高 2.7m 床面積 約39m ²	300,000円(税別)



装飾規定

会場施設への直接施工について

- 天井、壁面、配管、配線類を支持物として使用することはできません。
また、天井、床、壁、柱、扉、窓、ガラス、梁への下記のような直接施工はできません。
- 釘・鉄打ち、削り・掘削・切断（カッター、ナイフ等が直接当たる場合も含む）、ガス溶接、はつり、ペンキ等の塗装塗り、接着剤を塗布しての貼付（両面テープも含む）、梁等からの吊り下げ、柱等への針金・紐類の巻き付け、柱等の看板の支持物としての使用。
- 施工に関しては、会場内の付帯設備及び防火設備等の破損をしないよう、ご注意ください。
万一破損した場合は、施工業者又は出展者様の費用負担で現状復帰していただきます。
また、防火設備、空調関係の設備の吸い込み・吹き出し口付近は装飾物等で隠蔽しないでください。
 - 小間内床面工事に関しては**床に直接テープを貼って施工することは禁止**となっております。
必ずベニア等で床養生を施した後、パンチカーペット等を貼ってください。
尚、自社でパンチカーペットを施工をされる場合は必ず営業担当者にご連絡ください。
床養生を施さず、直接工事された場合は、出展者様の費用負担で修正、現状復帰していただきます。
 - 展示場の床面、壁面等にテープ類の貼付及びコンクリート釘またはアンカー・ドライビット鉄等を打ち込むことはできません。

開催・会場関係

展示装飾物の高さ制限

- 各小間の出展物及び展示装飾物の高さは2.1mまでです。
近隣の出展社様への影響が出る場合、装飾・展示物の移動、変更をしていただく場合があります。
予めご了承ください。

防炎素材以外の禁止

- 展示装飾の資材は下記の事項に注意して選定してください。
 - 合板、しなべニア、プリントベニアは厚さに関係なく、すべて防炎合板を使用してください。
 - カーペット、カーテン類は防炎ラベル（日本防災協会認定）を貼付けられたもの以外は使用できません。
 - 防炎合板に厚い布、ひだのある紙類を装飾貼付けする場合は防炎性能を有するものを使用してください。
ただし、薄い布紙を防炎合板に全面密着して使用することは可能です。
 - 展示台、旗、幕類、クロス、布類、敷物（カーペット、人工芝等）、その他装飾資材で可燃性のものを使用する場合は、工場加工した防炎性能を有するものを使用してください。
会場での防炎加工は禁止します。
 - ホンコンフラワー、ウレタン、アセテート、ポリエチル、アクリル、またはナイロン等は防炎性を与えることが困難であるため使用できません。ただし、スチロール等を切り文字程度の少量で、さらに来場者の手の届かない場所で使用する場合は例外とします。

装飾・施工関係

ブース壁面等への直接施工について

- ブース壁面等への直施工に関して、壁面に穴を開ける行為は禁止です。
また、接着剤やテープ類を使用した場合は、壁面を現状復帰していただきます。
パネル等を吊り下げる場合、レンタル備品としてワイヤーフックをご用意いたしますので、レンタル備品申込書をご利用ください。



装飾規定

現状復帰・清掃

- ・会場内を汚染・破損する恐れがある場合は、予めビニールシート等で養生を施し、会場床面・近隣ブースに影響が及ばないようにご配慮ください。
- ・会場内の汚染・破損が発見された場合、清掃費の実費を請求させていただきます。
- ・展示物、装飾廃棄物等は出展社が責任を持ってお持ち帰りください。
- ・撤去、搬出後に展示物、装飾廃棄物等が発見された場合、主催者はこれを任意に処分し、処分に要した費用の実費を請求させていただきます。
- ・利用時に会場内で発生したゴミについては、必ず当日全て持ち帰ってください。
- ・会期中にゴミなどをブース内に置いて帰られた場合、主催者が破棄し、その実費をご請求させていただきます。ご了承ください。

その他の注意事項

- ・小間装飾及び展示物は地震などによっても転倒、落下、移動などのないよう確実に固定・取付をしてください。
違反または不完全な装飾・展示がある場合には、改善・撤去していただくことがありますので、企画・設計・製作・施工には十分注意をしてください。
- ・会場設備・基礎造作・他社の装飾及び出展物を破損した場合は、理由の如何にかわらず責任を負っていただきます。
- ・展示装飾品及び出展物を会場の天井・柱・壁などの施設の構造から吊り下げたり、これらに寄せかけたり、固定したりすることを禁止いたします。
- ・喫煙される場合は所定の場所でお願いします。
- ・各諸室に関して施錠をしますので、時間外での入退室はできません。

電気工事

電気使用の申し込み

- ・会場の照明は、天井の基本照明のみです。
- ・電源を使用される出展社は必ず、出展申込書にご記入ください。
記入されていない場合、電源の供給は行えませんので、ご注意ください。

電源供給方式

交流単相 100V 50Hz
 交流単相 200V 50Hz
 交流三相 200V 50Hz

電源供給時間

日 程	通電時間
10月 10日㊱	15時00分～19時00分
10月 11日㊱～13日㊲	9時30分～17時15分

電気工事の諸注意

[保護装置]

- ・電源異常や事故による停電または電圧降下のために展示物・装置等を破損した場合、主催者はその責任を負いません。各出展社は十分な保護装置の設置をしてください。

[電気工事の注意]

- ・電気工事を行う作業員は作業中電気工事法に基づく電気工事士免状を携帯しなければ施工できません。
- ・電気用品取り締まり規制の適用を受ける電気用品及び材料は新品が望ましく、経済産業大臣形式認定マークのついた物をご使用ください。
- ・100V 照明関係の配線については、1台が15A（1.5kw）以上の器具には1回路毎に分岐し、その他は15A（1.5kw）以下毎に1回路と分岐スイッチを設けてください。
- ・白熱電灯・抵抗器・その他熱を発する機器は、可燃材に接触したり可燃物を加熱したりする恐れのないようにしてください。また機器の配置は危険のないように十分にご注意ください。

一般注意事項

展示・実演

開催・会場関係

装飾・施工関係

1. 出展物は展示会の開催主旨、目的に沿い、かつ事前に主催者の承諾を得た品目とします。
2. 次の各項に該当する物品の出展を禁止いたします。
 - 輸出入・販売禁止品、麻薬、その他法律で禁止されている物品
 - 引火性、揮発性または放射性危険物
 - 工業所有権を侵害するか、そのおそれのある物
 - 裸火を使用するもの
 - 主催者の事前の承諾を得られなかつた物
 - 所轄行政庁より指示、勧告のあつた物
 - その他関連法令に抵触するおそれがある物および、公序良俗に反する物
3. 主催者様は、前項に該当する以外の物であっても、展示会の正常な運営に支障をきたす恐れがある場合や開催主旨目的に相応しくないと判断した物については、出展前はもとより出展中であってもその出展を規制または禁止させていただくことがあります。
4. 前項において出展者様が主催者の指示に従わない場合、出展者様は主催者に対し違約金として当該出展小間料の3倍に相当する金額を即時に支払うとともに、主催者は当該出展者の費用により当該出展者に代わって当該出展物の撤去、その他のしかるべき措置を取ることができます。これにつき出展者様は主催者に対し一切の責任追及を行わないものとさせていただきます。主催者は将来に渡って、この点について異議は一切受け付けません。
5. サンプル配布を小間外通路で行うことは禁止いたします。
6. 不潔、悪臭等により他人の迷惑になる物品を持込むことは禁止いたします。
7. 実演を行う出展者様は、常に安全を心がけ、人体または財物などに対する危険防止のために万全の処置を講じてください。実演によって人体または財物等に与えた被害の保障等については、出展者様の責任において解決してください。
また、実演によって生じる騒音・光熱・振動・塵・ガス・煙・臭気等については、他の出展者様や来場者への迷惑が大きいと主催者が判断した場合は、実演の制限、中止を要請する場合があります。
8. 振動を伴う機械類の実演には、展示物に防震装置を設け、施設に直接振動が加わらないような措置をしてください。
9. 実演等に使用した機械類・廃油・化学薬品・食品油・ごみ・その他廃棄物を排水管・ピット等に捨てることはできません。出展者様が責任を持って回収・処分してください。
10. 出展関係者は開催時間内、小間内に常駐し、来場者との対応、出展の管理などにあたってください。また、開催期間中、各小間の責任者は自社小間内の安全を確認お願いします。開催期間中に人員を常駐できない場合は事務局で人員を手配することが可能です。

音響装置と音量規制

1. ブース内でのワイヤレスマイクの使用は禁止いたします。
2. 小間内のマイク用スピーカーは内側に向けて設置してください。
3. マイクの音量は小間前面 2mにて計測して70デシベル以下にしてください。
音量が70デシベルを超える場合や近隣の出展者様よりクレームがあつた場合は主催者の指示に従い、ただちに音量を下げてください。
4. マイクを使用する際は、小間内に充分余裕をもって、近隣の出展者様に配慮してください。
マイクを使用する時間が近隣ブースと重複し、周囲に支障をきたす場合には当事者間での時間調整などを願いいたします。
5. AV機器の音量または、商品自体が発生する音量についても、小間前面2mにて計測して70デシベル以下とさせていただきます。なお、基準以下の音量の場合も隣接小間の迷惑とならないよう、各出展者様は極力音量をおさえるようにご協力を願いいたします。
6. 館内において、出展社における音楽の生演奏は禁止いたします。



一般注意事項

音楽・ビデオソフト等を使用される場合の著作権処理

展示会場において、市販のオーディオ・ビデオソフトを使用する場合、著作権法により著作権料を支払わなくてはならないことがあります。使用される出展者は、事前に関係団体へお問い合わせください。

主催者側は、一切の責任を負いません

展示会の中止および会期・会場の変更

主催者は、本事業が天災地変・不可抗力な事柄により、主催者の判断によって会期を変更、もしくは開催の中止をすることがあります。

主催者は、これによって生ずる損害・費用賠償等についての責任を負わないものとします。

又、開催期間中に非常事態が発生した場合は非常放送が聞き取れるようにブースへの電源供給を強制的に止める場合があります。

その他

出展物の輸送、搬出入、展示、実演その他出展社様の行為に要する経費は全て出展社の負担となります。

出展社が独自に搬入される場合、会場内の床・壁面・ドア・手摺等に養生をしてから行ってください

立ち入り検査

① 主催者は、建物の保全管理その他管理上必要を認めた場合、予め出展社様に通告したうえで出展小間内に立ち入り、これを点検し、適切な処置を求める場合があります。
また緊急時の場合、事前通告なしにその措置をとる場合もあります。

② 前項の場合、出展者様は主催者にご協力ください。

③ 開催前または開催中、所轄消防署が小間内の点検を行う場合があります。

開催・会場
関係

装飾・施工
関係



出展規約

■規約の履行

本展示会において出展を行う企業・団体等（以下出展社という）は、以下に記載する各規程および主催者から提示される「出展の手引き」に記載する各規程を遵守しなくてはなりません。これらに違反した場合もしくは第三者への迷惑行為、公序良俗に反する行為があると主催者が判断した場合、主催者は出展申込の拒否、出展契約の解約、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の指示を、それぞれ行うことができるものとします。

その際、出展社から事前に支払われた費用の返還及び出展契約の解約、小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展社および関係者の損害について、主催者は一切補償しないと共に、主催者に損害があった場合には出展社にその全額を賠償して頂きます。

■出展資格

出展社は主催者が定める展示会の主旨に沿う製品、サービスを提供する企業・団体その他の事業体に限定され、主催者は製品、サービス等が、本イベント主旨に合致するか否かを決定する権利を有します。

■出展社名

出展申込書に記入された出展社名は、本イベントの告知広告、公式ウェブサイト、公式ガイドなどに掲載致しますので、必ず正式社名、または団体名をご記入ください。

■展示小間位置の決定

展示小間位置は、出展契約日、出展規模、出展内容を考慮のうえ、主催者が決定し、通知します。主催者は、なるべく出展社の意向を尊重するように努めますが、必ずしもすべての意向を反映させることができないことを了承して頂きます。

■出展契約の成立

出展社が出展申込書を提出し、主催者がそれを受理した日をもって、出展契約の成立と致します。

■出展料金の支払い

出展社は、請求書に記載された期限までに、請求された出展料金全額を主催者の指定する銀行口座へ振り込むものとします。

原則、前納制となります。支払期日までに出展料金のお振込が確認できない場合は、出展契約は解約となります。この場合、主催者に損害がある場合には、出展社はその全損害を賠償するものとします。

出展料金は、展示小間スペースの対価となります。出展に際しては、お支払いいただく出展料金のほかに、装飾費、ご利用に応じてインターネット回線費などの諸費用が発生する場合があり、それについては全額出展社の負担となります。

■出展契約の解約

出展社が出展契約成立後にその全部または一部を解約する場合は、必ず文書にて行わなければなりません。その際、出展社には、展示会開催の60日前から30日前までは出展料金の1/2、それ以降は出展料金の全額をキャンセル料として申し受けます。（展示会開催の61日前まではキャンセル料はかかりません。）

■転貸の禁止

出展社は主催者の許可なく、契約小間の全部または一部を他社へ譲渡、貸与等（譲渡料、貸与料等の有無を問わず）を行うことはできません。

■展示会の中止

主催者は、主催者の都合により、いつでも展示会の全部または一部を中止することができるものとします。この場合、主催者は出展社に対して、開催中止となった部分の割合および開催残余日数等を基準として、主催者が相当と認める額を出展社に払い戻しますが、それ以外には一切の責任を負いません。主催者の都合以外の理由によつて展示会の全部または一部が中止になった場合（主催者が中止せざるを得ないと判断した場合を含みます）、主催者は出展社に対し一切の責任を負いません。

■損害賠償責任

主催者は、理由の如何を問わず、出展社およびその関係者が、会場を使用して出展することを通じて被った、人身および財物に対する傷害、損害等に対して一切の責任を負いません。また出展社は、その従業員、代理人、関係者の故意、過失または無過失によって、会場の施設およびその設備等や、第三者の人身・財物に与えた一切の損害について、ただちにその損害を賠償しなければなりません。主催者が、これらの損害の賠償請求を受けた場合、出展社は、自らの責任でその支払いを行うとともに、主催者に損害が生じた場合は、弁護士に支払った着手金・報酬金等も含め、その全額を速やかに主催者に支払うものとします。

主催者は本イベントにおける一切の製作物の中に生じた誤字、脱字等に関する責任は負わないものとします。

■搬入と搬出・撤去

出展社は、主催者が提供する「出展の手引き」に規定された期間内に小間装飾、展示品の搬入を行い、展示会の開催までにすべての小間装飾を完成させるものとします。また出展社は、すべての展示品および装飾物の搬出・撤去を「出展の手引き」に規定された期間内に完了するものとします。これらの期間内に作業を完了させることができず、主催者および関係者に損害が生じた場合、出展社は、それによって主催者および関係者に生じた全損害を賠償するものとします。

■展示規定

出展社は、装飾方法、展示方法等に関し、主催者の指示や主催者が提供する「出展の手引き」に従わなければなりません。出展社は、自社の展示が近隣の出展社などの妨げにならないようにしなければなりません。万一、近隣の出展社とトラブル等があった場合には、主催者が「出展の手引き」の規定を基に妨害、違反の有無の判断をし、出展社はこの判断に従うものとします。

■消防・安全

出展社は、会場に適用される消防および安全にかかる全ての法規、規則を厳守しなければなりません。

■写真・ビデオ撮影

本イベントにおける写真・ビデオ撮影等を許可する権利その他映像に関する一切の権利は、主催者が有します。

■個人情報の取り扱い

出展社は、本イベントを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行う必要があります。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また取得した個人情報は、出展社が責任をもって管理・運用するものとします。

万一、来場者に損害が生じた場合、出展社が全責任を負うとともに、自ら責任を持って紛争を解決するものとします。